

# 岩手県議会委員会条例及び岩手県議会基本条例の一部を改正する条例

(岩手県議会委員会条例の一部改正)

第1条 岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出席説明の要求) 第18条 委員会は、審査又は調査のため、知事、 <u>教育委員会の委員長</u> 、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	(出席説明の要求) 第18条 委員会は、審査又は調査のため、知事、 <u>教育委員会の教育長</u> 、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県議会基本条例の一部改正)

第2条 岩手県議会基本条例（平成20年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(本会議及び委員会の運営) 第13条 [略] 2・3 [略] 4 議長の求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事、 <u>教育委員会の委員長</u> 、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 5～7 [略]	(本会議及び委員会の運営) 第13条 [略] 2・3 [略] 4 議長の求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事、 <u>教育委員会の教育長</u> 、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 5～7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育委員会の教育長が在職する場合には、第1条の規定による改正後の岩手県議会委員会条例第18条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の岩手県議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育委員会の教育長が在職する場合には、第2条の規定による改正後の岩手県議会基本条例第13条第4項の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の岩手県議会基本条例第13条第4項の規定は、なおその効力を有する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。